

四国EVラリー2006

公式通知 4 2006.7.10

【特別規則書の訂正】
特別規則書

3. 内容

3-6. 全日程を通しての参加車両は1充電当たり 50km 以上 (カテゴリー3 および 4 と 5-2 は 25km 以上) の走行が可能である。

全日程を通しての参加車両は1充電当たり 50km 以上 (カテゴリー2 および 3 は 25km 以上) の走行が可能である。

5. カテゴリー

5-2. カテゴリー1・2 は、薬剤が1kg以上のABCタイプ(粉末消火器)または同等のものを車両からすみやかに取り出せる状態で搭載しなければならない。その他のカテゴリーはサポートカーに搭載すること。

カテゴリー1 は、薬剤が1kg以上のABCタイプ(粉末消火器)または同等のものを車両からすみやかに取り出せる状態で搭載しなければならない。その他のカテゴリーはサポートカーに搭載すること。

8. 修理・部品交換の制約

8-5. カテゴリー3 は予備バッテリーに加え、車両積載量のバッテリーを1セット用意することができ、レグ中および充電エリア外の整備エリアでバッテリー交換を認める。

カテゴリー2 は予備バッテリーに加え、車両積載量のバッテリーを1セット用意することができ、レグ中および充電エリア外の整備エリアでバッテリー交換を認める。